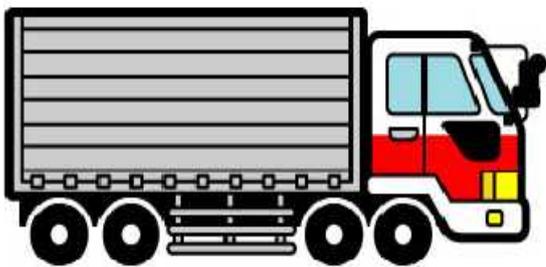


運行記録計の装着義務付け対象が拡大されました

・改正内容

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「**車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車**」に拡大します。



・今までは
車両総重量が**8トン**以上
又は最大積載量**5トン**以上



・改正後
車両総重量が**7トン**以上
又は最大積載量が**4トン**以上

・義務付けスケジュール

- 平成27年4月1日以降に新車新規登録を受ける車両から義務付け
- その他の(平成27年3月31日以前に新規登録を受けた)車両は、平成29年4月1日から義務付け

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車技術安全部 保安・環境課

電話: 06-6949-6454